

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成18年2月23日(2006.2.23)

【公表番号】特表2002-511304(P2002-511304A)

【公表日】平成14年4月16日(2002.4.16)

【出願番号】特願2000-543077(P2000-543077)

【国際特許分類】

A 6 1 C 8/00 (2006.01)

【F I】

A 6 1 C 8/00 Z

【手続補正書】

【提出日】平成18年1月5日(2006.1.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 本質的に円筒形の、頸骨に設けられた穴に挿入可能な、その環状端の方に開いた盲穴を備えた基礎体(10)と、その基礎体(10)の環状の頂縁部(22)に相互回転することなく、取り付け可能な上部取付部材(32)とにより構成される、エノッサル性の個別歯用インプラントであり、前記上部取付部材(32)は、前記基礎体(10)の環状端に設けられた中空円筒形の環状孔(14)に挿入可能な頸状の中心接合部(44)と、その中心接合部(44)より環状端側に配置された、前記基礎体(10)の環状の頂縁部(22)に押し当てられる肩部(36)と、義歯用の固定頭(33)とを備え、さらに前記基礎体(10)の盲穴に直接または間接に挿入可能な、主として前記上部取付部材(32)にはめ込まれるインプラント支柱を受容するための中央貫通穴を備えており、この場合、前記基礎体(10)と前記上部取付部材(32)との相互回転不能の結合のための結合装置は、形状結合部分(24)における前記環状孔(14)は、少なくとも一つの円周方向に作用する基礎体側形状結合要素(26)を備え、前記中心接合部(44)は、少なくとも一つの前記形状結合要素(26)と結合可能な上部取付部材側の形状結合要素(46)を備えるという形式で構成されており、形状結合部分(24)以外に、環状孔(14)のある中央部分(16)が頸状に配置されており、前記環状孔(14)の長手方向軸線に最も近くに位置する形状結合部分(24)の周囲面は、前記中央部分(16)のものより大きい直径を有する円筒面の位置にあり、前記上部取付部材側の形状結合要素(46)は前記肩部(36)以外に、前記中心接合部(44)の円筒状外周面に隣接した形状結合部片(38)を頸状に設けられており、前記中心接合部(44)の長手軸線方向に最も近くに位置する、半径方向に配置された前記形状結合部片(38)の円周面は、円筒面上にあり、その円筒面の直径は前記環状孔(14)の長手軸線方向に最も近くに位置する、形状結合部分(24)の案内面となる円筒面の直径と合致しており、前記形状結合部片(38)以外に、円筒形状の中央部片(42)が頸状に配置されており、その中央部片(42)の直径は前記中央部分(16)の内径と本質的に合致しており、前記形状結合部分(24)が前記環状の頂縁部(22)から頸状間隔をおいて配置した、個別歯用インプラントにおいて、

中央部分(16)が頸状を成して、形状結合部分(24)に直接隣接していること、及び中央部片(42)が頸状を成して、形状結合部片(38)に直接隣接していることを特徴とする個別歯用インプラント。

【請求項2】前記形状結合部分(24)が、前記環状の頂縁部(22)から頸状の間隔

をあけて配置していることを特徴とする請求項 1 に記載の個別歯用インプラント。

【請求項 3】中央部分 (16) が、少なくとも軸方向の一部にわたって内ねじ (18) を備えていることを特徴とする請求項 1 又は 2 に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 4】中央部分 (16) が、形状結合部分 (24) に隣接する、その長手部分にのみ、内ねじ (18) を備えていることを特徴とする請求項 3 に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 5】内ねじ (18) が、中央部分 (16) の軸方向長手部分の少なくとも 50% にわたって設けられていることを特徴とする請求項 4 に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 6】内ねじ (18) が、中央部分 (18) の軸方向長手部分の少なくとも約 2/3 にわたって設けられていることを特徴とする請求項 5 に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 7】基礎体の頂縁部 (22) が、凹状基礎体側の気密面 (48) に組み合わさり、形状結合部片 (38) が第一端部に向かって肩部 (36) から頸状を成し間隔をあけて配置され、上部取付部材 (32) が形状結合部片 (38) の冠状端部と前記肩部 (36) との間に、円筒状の中間面 (50) を有し、(複数の) 形状結合部片 (46) の要素を除いて円筒状の形状結合部片 (38) における前記中間面の直径が、中心接合部 (44) の直径に対応し、中間面 (50) の実質的に直ぐ近くの肩部 (36) が、部分的に上部取付部材側の気密面 (52) を形成する半円形の環溝を有し、基礎体側の気密面 (48) と上部取付部材側の気密面 (52) が相互作用して、少なくともシールリング (56) をほぼ完全に受容する気密室 (54) を形成し、実質的に弾力的に変形可能な材料から成る気密リング (56) が、前記気密室 (54) に受容されることを特徴とする請求項 2 ~ 6 のいずれか一項に記載の個別歯用インプラント。

【請求項 8】基礎体側の気密面 (48) と上部取付部材側の気密面 (52) が、各々部分的に環状で、相互作用することにより、気密リング (56) を少なくともほぼ完全に受容するほぼ環状の気密室 (54) を形成することを特徴とする請求項 7 に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 9】気密リング (56) が、O リングで構成されることを特徴とする請求項 7 または 8 に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 10】気密リング (56) はシリコンまたは、それと類似の材料から成ることを特徴とする請求項 7 ~ 9 のいずれか一項に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 11】気密リング (56) の材料が、抗菌性または殺菌性を備えていることを特徴とする請求項 7 ~ 10 までのいずれか一項に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 12】中央部分 (16) に、さらなる別の内ねじ (12) が頸状に有することを特徴とする請求項 1 ~ 11 までのいずれか一項に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 13】インプラント支柱が、基礎体 (10) の頸状端部の近くの前記別の内ねじ (12) に、ねじ込まれることを特徴とする請求項 12 に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 14】上部取付部材 (32) の形状結合部片 (38) が、肩部 (36) と円筒状の形状結合部片 (46) との間に、環状の切り込み部分を備えることを特徴とする請求項 1 ~ 13 のいずれか一項に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 15】環溝 (52) の軸方向の深さが、0.2 ~ 0.4mm であることを特徴とする請求項 7 から 14 までのいずれか一項に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 16】環溝 (52) の半径方向の幅が、0.2 ~ 0.5mm であることを特徴とする請求項 7 から 15 までのいずれか一項に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 17】基礎体 (10) の環状の頂縁部 (22) からの形状結合部分 (24) の環状境界の軸方向の距離が、0.2 ~ 0.5mm であることを特徴とする請求項 7 から 16 までのいずれか一項に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 18】無負荷状態で、気密リング (56) の軸方向厚みが 0.2 ~ 0.6mm であるこ

とを特徴とする請求項 7 から 17 までのいずれか一項に記載されている個別歯用インプラント。

【請求項 19】基礎体(10)の外径が、その環状の頂縁部の範囲において、2.0~7.0mmであることを特徴とする請求項 7 から 18 までのいずれか一項に記載されている個別歯用インプラント。